

2022年1月19日

東海村議会 原子力問題調査特別委員会

委員長 鈴木 昇 様

原子力問題調査特別委員会傍聴者有志代表

東海村〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

12月17日の村議会原子力問題調査特別委員会を傍聴させて頂きました。

委員のみなさんの議論が錯綜していて私たち傍聴者にはたいへんわかりにくいものでした。このことはその場にいた傍聴者だけではなく、村民にとっても、東海村周辺に住む市民にとっても、茨城県民・茨城県に隣接する地域に住む市民にとっても重要な問題です。そのため、以下の点につき委員長からわかりやすく説明をお願いいたします。

1 (「避難計画と再稼働は別の問題」について)

「避難計画策定と再稼働は別の問題」というお話がありました。「再稼働に伴う避難計画の早期策定を求める請願」について検討しようというときに「避難計画策定」と「再稼働」を切り離して考える理由を説明して下さい。

2 (村民の不安解消という目的について)

「村議会として村民の不安を解消するために避難計画の策定を村に求める」「大事なの中味ではない」というお話がありました。

他方で「実効性のない避難計画の発表は逆に村民を不安にさせる」「多くの村民が納得する実効性のあるものを作らなければ村民に対する責任が果たせない」という意見もありました。

計画の「中味は問わない」あるいは「不十分でも」、「村がとにかく避難計画を作れば村民は安心する」というお話が本当なのか、委員会でどのように調査・検討されたのか、具体的に教えて下さい。

3 (「中味は問わない」のか、「中味は不十分でも」なのか)

「この請願の審査は計画の中味を問うものではない」というお話がありました。

「計画の中味を問わない請願」をあえて村議会・特別委員会が採決する目的を説明して下さい。

4 (「タタキ台」なのか「正式」なのか?)

「100%は無理なので不十分でもいいからタタキ台を作ることが必要」というお話もありました。

17日の委員会は、

①村民が安心または不安を解消するためには、村がまず「タタキ台」を作るよう委員会から求めるもの

ですか？

- ②それとも、あとから改訂を重ねる形でいいから不十分でも「正式なもの」を作るように求めるものですか？
- ③あるいは、特別委員会で調査・検討して議会も支援・協力するから、まずは村としての「タタキ台」を作成し、それを特別委員会に示すよう求めるものですか？

5 「これまでの調査・研究」について

17日の委員会では「よく聞いて勉強して、こういう方向で作るべきというものを村に上げるのが議会の役割」という意見もありました。

現在、村は実効性ある避難計画をつくる作業に努力されていますが、その計画の「中味」で困難な点はどんどこか村職員さんへのヒアリングはすでに実施されたのでしょうか？

委員会の中では、これまでどのように調査・研究（よく勉強）されたのか教えてください。「こういう方向で作るべき」という点はどのように議論されたのか教えてください。

6 （12月17日の委員会の結論は？）

17日の委員会では（上記のような今後の）「調査・研究もこれ以上不要」ということを確認されたのか、それとも「中味は何でもいいから（中味を問わない請願だから）調査・研究はそもそも不要」ということなのかよくわかりませんでした。どちらなのか説明して下さい。

7 「中味」の法的基準と村議会の姿勢について

経産大臣や内閣府の政府国会答弁および県知事の答弁では、「実効性ある避難計画なしには再稼働（燃料装荷）はない」、「実効性あるとは、地域防災協議会で県・各市町村の避難計画を含む緊急時対応が原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的なものであることの確認が行われて、原子力防災会議で了承されること」としています。

また内閣府答弁では「関係する市町村の防災会議が、避難計画が原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的であることを確認する」「市町村がまずは判断するもの」とされています。「当該市町村が、被ばくせずに非難する実現可能性が乏しく不十分な避難計画であると判断する段階では緊急時対応はとりまとめられることはない」とまで答弁されています。

他方、貴特別委員会が「中味は問わない」あるいは「不十分でもいいから」という意味は（さしあたって）「原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的なもの」でなくてもいいという理解でよろしいでしょうか？

もしそうだとすると政府方針から著しく乖離し、村議会特別委員会が法や規定は無視してもよいからとにかく避難計画を作るように村に求めていることになりますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

以上の7項目について、1月26日までに傍聴者有志代表宛にご回答ください。